

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月27日（月）午後2時00分から午後2時39分

2. 開催場所 八代市役所仮設庁舎 東棟2階21号会議室

3. 出席委員（18人）

会長	1番	白石勝敏
	2番	吉永安圭美
	3番	平野英明
	4番	橋本一郎
	5番	萩本一浩
	6番	中村和人
	7番	深田 智
	8番	高野康喜
	10番	有馬日夫
	11番	門田静子
	12番	森本 健
	13番	中野敏憲
	14番	松本秀昭
	15番	木村秀子
	職務代理者	16番
17番		松田林一
18番		倉井正治
19番		吉田寛実

4. 欠席委員（1人）

職務代理者 9番 内田孝光

5. 出席推進委員（0人）

6. 議事日程

- 第1 議案第30号 農地法第3条（委員会）について
- 第2 議案第31号 農地法第4条（知事）について
- 第3 議案第32号 農地法第5条（知事）について
- 第4 議案第33号 農地法第5条（大臣）について
- 第5 議案第34号 農地法第5条事業計画変更申請について
- 第6 議案第35号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第7 議案第36号 【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）について

7. 農業委員会事務局職員

局長 泉 宜孝

主幹兼係長	宮野 優
参事	橋本周斉
主事	桑野 直
主事	平川祥子
主事	北村有希

8. 会議の概要

事務局長

皆さんこんにちは。

今回の総会も、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、熊本県のリスクレベルが、現在もレベル5の厳戒警報が発出されていることから、出席人数を制限するために、前回同様、農業委員のみの出席と致しました。

今回も、国・県が示した「新しい生活様式」を用い、総会の開催に関し、注意事項を申し上げます。

ご発言につきましては、今回は挙手をしていただき、事務局職員がマイクをお持ちしますので、その場で発言していただきます。

総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭で発言していただきます。

以上、委員の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い致します。

それでは、ただ今から9月の総会を開会させていただきます。

本日は、内田委員から欠席の連絡が入っております。

本日の出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしく申し上げます。

議長

皆さんこんにちは。

台風16号も九州には関係なく、関東の方面を向いていますので、まずは、安心してはいますが、毎日暑い日が続いております。熱中症には注意されて下さい。

それでは、先ほど、局長から説明がありましたように、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、私の挨拶は割愛させていただきます。

それでは、総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様の御協力をよろしく申し上げます。

最初に、本日の議事録署名委員を指名します。

4番 橋本一郎委員、5番 萩本一浩委員をお願い致します。

それでは、議事に入ります前に、訂正があるようでございますので、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、事務局から議案書の訂正について御説明致します。

議案書3ページ、議案第32号農地法第5条の規定による許可申請について、を御

覧ください。

申請番号1番の案件ですが、所在の地番が間違っております。749—11、こちらのほうを749—12、そして、下段にあります749—12を、749—13に訂正方、お願いいたします。

事務局からは以上でございます。

議長

それでは議事に入ります。

議案書のとおり進行しますので、よろしく申し上げます。

議案第30号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第30号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請について、議案書1ページのとおり、付議致します。

今月の所有権移転申請は、売買による取得が2件、贈与が1件ありました。

地目は田、1万4,646平方メートル、畑、512平方メートル、計1万5,158平方メートルです。

内容につきましては、議案書記載どおりです。

申請番号1番の案件は、譲受人が社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人であり、当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められ、農地法第3条第2項第1号に掲げる不許可の例外として、農地法施行令第2条第1項ハに該当し、農地取得のための法人の要件を満たす必要がありません。

定款により、社会福祉法人であることを確認し、事業計画にて、取得後、就労支援事業のための農地として活用することを確認しています。

また、申請番号2番及び3番の案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

御審議方よろしく申し上げます。

議長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いいたします。

1番、八千把。

5番

八千把担当の萩本です。申請番号1番について説明します。

申請地は、上野町のグループホーム〇〇〇〇〇〇館の東側に当たり、現況、水稻を耕作されている農地で、この農地を買い受けて水稻生産を手がけ、通年の作業収入を確保したいといった申請になります。何ら問題はないと思いますが、審議をお願いします。

議 長 2 番、千丁。

7 番 千丁の深田です。申請番号 2 番について説明します。
譲渡人と譲受人は親子関係にあります。譲受人の息子さんは、現在、7ヘクタール以上の面積を耕作され、自治会の代行やライスセンターなどをされておられ、地域でもリーダー的な立場の人です。何ら問題はないと思います。審議よろしくお願い致します。

議 長 3 番、東陽。

1 3 番 東陽校区の中野です。申請番号 3 番について説明致します。
この件につきまして、9月24日、黒田委員と現地調査を致しました。譲受人は、生姜を中心に農業経営をされており、今回、申請地を取得し、家庭菜園として利用したいとのことです。何ら問題はないと思われます。よろしくお願い致します。

議 長 以上の案件につきまして、皆さんから何か質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議 長 では、異議がなければ挙手をお願いします。
(全員挙手)

議 長 挙手全員ということで、認めることと致します。よって、申請を許可致します。

議案第 3 1 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 3 1 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、議案書 2 ページのとおり付議致します。
今月の申請は 2 件で、その内容は議案書記載のとおりです。
それでは最初に、農地転用許可の立地基準について説明致します。
1 番の案件は、用途地域内の農地であるため、第 3 種農地に区分され、許可は可能と判断しました。
なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。
次に、2 番の案件は、農業公共投資の対象となっていない 10ヘクタール未満の小

集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替性については検討済みであることから、許可は可能と判断しました。

なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、一般基準について説明致します。

農地転用の確実性や、周辺農地に今まで悪影響を及ぼしていないことなどから、全ての案件が、許可は可能と判断しました。

それでは、御審議方よろしくお願ひ致します。

議 長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1 番、宮地。

1 0 番

宮地担当の有馬です。

9月21日に、現地に行って確認しました。物件の周りは全て宅地で、現在は、もう56年経過して、改めて転用許可を申請した、ということであります。よろしく御審議願ひます。

議 長

2 番、二見。

3 番

二見担当の平野です。

25日に、現地を見に行きました。4月、農振地除外申請をされて、今回の申請になっております。その当時の状況と同じであります。周辺農地には影響がないと思われまますので、審議よろしくお願ひします。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることと致します。よって、申請を許可致します。

議案第32号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第32号、農地法第5条の規定による許可申請について、議案書3ページから7ページのとおり、付議致します。

今月の申請は、所有権移転が14件、賃貸借権が3件、合計の17件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。

それでは、最初に農地転用許可の立地基準について説明致します。

1番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断致しました。

次に、2番から、4ページ7番までの案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

なお、2番の案件については無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

5ページをお願いします。

次に、8番及び9番の案件は、新八代駅から概ね300メートル以内に位置する農地のため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

次に、10番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断しました。

次に、11番及び、6ページ13番、14番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

6ページをお願いします。

次に、12番及び、15番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断しました。

7ページをお願いします。

次に、16番の案件は、千丁支所から概ね300メートル以内に位置する農地のため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

最後に、17番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断しました。

次に、一般基準について説明致します。

農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、全ての案件が許可は可能と判断致しました。

それでは、御審議方よろしくお願い致します。

- 議 長 ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。
- 1 4 番 1 番、昭和。
- 昭和担当の松本です。申請番号 1 番について説明します。
- 9 月 2 0 日に、齊藤推進委員と現地確認。本件の関係者に話を聞いてきました。申請地は宅地に囲まれた農地の一部でして、現在、住んでおられる住宅の隣で、道路に面しております。
- 譲受人と譲渡人は親戚関係で、スムーズな話し合いも行われております。残りの農地も道路に面しており、何ら問題ありません。審議のほどよろしく申し上げます。
- 議 長 2 番、八千把。
- 5 番 八千把担当の萩本です。申請番号 2 番から 6 番について、説明します。
- 2 番、申請地は、上野町の〇〇〇の敷地内の農地で、現況、倉庫が建てられており、物置として利用されています。今度、この敷地に学童保育施設を建築しようとしたところ、無断転用と判明したため、今回の申請になりました。
- 3 番、申請地は、古閑中町の区画整理区域内の現況荒地状態の農地で、ここに個人住宅を建築したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。
- 4 番と 5 番は、隣同士の農地なので、一緒に説明します。
- 申請地は、古閑中町の区画整理区域内の〇〇〇〇〇の建売住宅で、ここを買い受けたいといった申請になります。何ら問題はないと思います。
- 6 番、申請地は、古閑中町の区画整理区域内の造成済みの農地で、ここに個人住宅を建築したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。審議をお願いします。
- 議 長 7 番、太田郷。
- 1 0 番 太田郷担当の有馬です。
- 申請地は、もともと、新幹線開通によってできた残地の土地で、道路に面しています。許可があっても、別に支障を来すような土地ではありません。審議よろしく願い致します。
- 議 長 8 番、太田郷。
- 1 0 番 申請地は、〇側に八代市の駐車場、〇側に個人の駐車場があります。ここも駐車場

として、申請を出しておりますので、別に問題はないと考えます。

議 長

9番、太田郷。

10番

これは、〇〇〇〇物産館の〇側に当たります。駐車場となっても、別に支障を来すような場所ではないことを確認しております。審議よろしくお願い致します。

議 長

10番、太田郷。

10番

確認したところ、個人住宅として使用されるというもので、近隣の土地に影響を及ぼすような所ではありませんので、審議方よろしくお願い致します。

議 長

11番 宮地。

10番

宮地担当の有馬です。
これは南側に保育所、東側民家、北と西側にも民家ですけど、現在、駐車場として使われていますが、無断転用である土地を個人住宅に使いたいということで、申請されております。これも問題ないと思いますので、よろしく審議をお願い致します。

議 長

12番、龍峯。

12番

龍峯担当の森本でございます。
9月21日に、光永推進委員とともに〇〇〇〇のほうで、会社関係の人と3人で現地に調査に行ってきました。これは、今年8月に、1棟の工場ができましたけれども、隣接する土地の中に、この申請者の土地がありまして、どうしても、工場をあと2棟建てるということで申請がありまして、この土地を取得するために、との要望がありました。何ら問題はないと思います。御審議をよろしくお願い致します。

議 長

13番、植柳。

19番

植柳・麦島担当の吉田です。申請番号13番について説明致します。
9月21日、矢鉾推進委員と現地調査を行いました。申請地は大福寺町、県立八代工業高校より〇へ△△△メートル位で、周囲は住宅に囲まれており、ここに個人住宅を建てたいとのこと。審議方よろしくお願い致します。

議 長

14番、高田。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることと致します。よって、申請を許可致します。

議案第33号、農地法第5条の規定による許可申請の大臣案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第33号、農地法第5条の規定による許可申請の大臣案件について、議案書8ページから9ページのとおり付議致します。

この案件につきましては、農地転用面積が4ヘクタールを超えるため、農林水産大臣への協議を必要とするものです。

今月の申請は所有権移転が1件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。

それでは最初に、農地転用許可の立地基準について説明致します。

申請地は、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公益的施設が連担している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地に区分されます。

令和3年4月8日付で、県知事から農地転用許可を受けた事業計画を承継者が引き継ぎ、事業を実施することから、許可は可能と判断しました。

次に、一般基準について説明致します。

農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、許可は可能と判断致しました。それでは、御審議方よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

1番、松高。

18番

松高の倉井です。この案件につきましては、一応、許可が出ているということで、もう埋立てが始まっています、何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることと致します。

但し、この案件については、許可権者である熊本県に許可相当として副申致します。

議案第34号、農地法第5条事業計画変更承認申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第34号、農地法第5条事業計画変更承認申請について、議案書10ページから11ページのとおり付議致します。

今月の申請は1件で、その内容は議案書記載のとおりです。

先ほど、議案第33号農地法第5条の規定による許可申請、大臣案件で説明致しましたが、令和3年4月8日付で、県知事から農地転用許可を受けた事業計画について、当初事業計画者の事業遂行が困難になったため、許可後、承継者に変更して、引き続き、事業を実施するために必要となる承認申請です。

当初の転用目的は、貸店舗を建築し、テナントとして利用するものでしたが、許可後、店舗として利用する内容となっております。

申請地は第2種農地に区分され、転用行為を行うのに必要な資力が確保されていること、用途に供する見込みが確実であることなどから、許可は可能と判断致しました。それでは、御審議方よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

1番、松高。

18番

それでは、1番の松高の倉井です。先ほども申しましたとおり、〇〇〇〇の下ですが、もう埋め立ててありますので、何ら問題はないと思います。

議 長

この案件につきまして、皆さんから何か質問ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることと致します。

但し、この案件については、県の諮問会議に承認することとして進達致します。

議案第35号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第35号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を、議案書12ページから30ページのとおり付議致します。

今月は、貸借権設定が31件、面積は13万9,181平方メートル、所有権移転が5件、面積は2万3,731平方メートルです。

これら申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や農作業の常時従事など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断されます。

なお、この基盤強化法による農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる優遇措置が取れますので、農地として売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますよう、お願い致します。

来月、10月の熊本県農業公社との農地の所有権移転は、10月15日金曜日を予定しています。

現時点で関係する地区は、昭和明徴町、沖町、鏡町北新地の予定です。地区の担当委員さんには、農業公社との調整ができ次第、日程を連絡しますので、よろしく願い致します。

以上です。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がなければ、これら農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

議案第36号、農地中間管理機構等による農用地利用集積計画について、事務局よ

り説明をお願いします。

事務局

議案第36号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理権の取得、農用地利用集積計画を、議案書31ページから41ページのとおり付議致します。

今月の農地中間管理権の取得は、賃借権設定が15件で、面積は6万7,955平方メートル、使用貸借権設定が6件で、面積は3万1,159平方メートル、合計の面積は9万9,114平方メートルです。

これら申請のあった案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断されます。

議案第36号の説明につきましては以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問がなければ、これは農地中間管理機構等による農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

本日より予定の議案は全て終了しました。

今月は、農地法第5条の許可不要転用届、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知がありましたので、報告します。

これをもちまして、9月の八代市農業委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和3年9月27日

八代市農業委員会 会長 _____

八代市農業委員会 委員 _____

八代市農業委員会 委員 _____